

香川大学 免除申請者	学籍番号		氏名	
---------------	------	--	----	--

変更事由申立書

2026年度前期分授業料免除申請をした者は、2026年4月2日から2026年10月1日までに、以下に記載されている事由が新たに発生した場合（発生する見込みの場合）、変更申請をする必要があります。
（家計支持者の勤務時間等の反映による給与増減だけの変更の場合、変更申請は不要です。）

変更申請は、変更事由申立書（本様式）、家庭調書、変更があった書類とその関連資料の提出で受け付けます。
ただし、改めての申請が不要の場合でも、前期と後期で判定結果が変わる場合があります。

以下、該当する変更事由の口に✓を記入してください。

● 世帯状況の変更 ※具体例は、あくまで参考です。

事 由	備考・具体例
☐ 世帯構成員に増減があった	○ 世帯の構成員が死亡した ※ 前回申請時に既に死亡証明書等の書類を提出している場合は変更事由となりません ○ 兄弟姉妹の結婚または就職等により学資負担者の扶養から外れた ○ 働いていた兄弟姉妹が退職し、学資負担者の扶養に入った 等
☐ 世帯の構成員が新たに障害者認定・取り消しを受けた	
☐ 申請者 または 学資負担者が風水害の被害を受けた	※ 前回申請時に罹災証明等の書類を提出している場合は変更事由となりません。
☐ 学資負担者の単身赴任の開始・終了があった	○ 父が単身赴任となった（または、父の単身赴任が終了した） 等
☐ 通学区分の変更があった	○ 申請者や兄弟姉妹が下宿を開始・終了した（自宅外・自宅の変更）等
☐ 就学者の増減があった	○ 弟が9月末で学校を退学・卒業・終了予定 ○ 姉が10月入学予定である 等
☐ 長期療養者（介護認定者）の直近1年間の療養費自己負担額から10万円未満を切り捨てた金額に変更があった または 長期療養を終えた	○ 2025年4月～2026年3月までの療養費自己負担額は8万円（10万円未満を切り捨てると0円）だったが、2025年10月～2026年9月までの自己負担額が12万円（10万円未満を切り捨てると2万円）となった 等
☐ 独立生計者となった	○ 前回申請時点で実家から通っていた申請者（学生本人）が、自宅を出て独立生計を立てることとなり、独立生計者としての申請へ変更する 等 ※ 独立生計者として認定されない可能性があります。
☐ 独立生計者ではなくなった	○ 前期時点で独立生計者として申請していたが、父母等から支援を受けることとなった（または、父母等と同居することとなった） 等
☐ 申請者（または配偶者）が給付型奨学金の受給を開始・終了した	○ 申請していた給付型奨学金の採用通知が、5月に届いた 等

● 家計支持者（※）の収入状況等に関する変更 ※具体例は、あくまで参考です。

（※）独立生計者、私費外国人留学生の場合は、申請者（学生本人）と配偶者

事 由	備考・具体例
☐ 就職・転職・退職した（TA, RA, TF等を含む）	○ 父が再就職した、母が休職した、私費外国人留学生のアルバイト先が変わった 等
☐ 雇用形態が変わった	○ 正社員からパート社員になった 等
☐ 事業所得、不動産所得、農業所得、雑所得を得る事業を開始・終了した	○ 自営業を始めた、個人事業から法人へ変更した 等
☐ 年金、恩給の受給を開始・終了した	※ 年金額の増減等の場合は変更事由となりません。
☐ 雇用保険（失業給付）、傷病手当金の受給を開始・終了した	※ 手当額の増減等の場合は変更事由となりません。
☐ 児童扶養手当の受給を開始・終了した	※ 手当額の増減等の場合は変更事由となりません。
☐ 生活保護の認定を受けた・取り消しになった	※ 手当額の増減等の場合は変更事由となりません。
☐ 親戚・知人等からの援助が開始・終了した	○ 生別となっている父からの援助がなくなった ○ 親戚・知人から援助を受けた 等
☐ 住居の変更があった（引っ越しをした）	※ 独立生計者または私費留学生の場合、住居の変更は変更事由となります